

(特例第2種施設)

第21条 第2種施設のうち次に掲げる施設(次項において「特例第2種施設」という。)の施設管理者は、第9条第2項及び第3項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条並びに第15条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、これらの措置を講じない場合は、これらの措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設
- (2) 事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100平方メートル以下の飲食店
- (3) 事業の用に供する床面積の合計が700平方メートル以下のホテル、旅館その他これらに類する施設

2 第15条第2項、第16条から前条まで及び第23条の規定は、特例第2種施設については、適用しない。

【趣旨】

本条の規定は、風営法第2条第1項第1号から第4号又は第11項で掲げる営業の用に供する施設及び事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積が100平方メートル以下の飲食店又は事業の用に供する床面積の合計が700平方メートル以下のホテル、旅館等における分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、第9条第2項及び第3項<公共的施設における措置>、第11条<喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止>、第12条<喫煙器具又は設備の設置の禁止>、第13条第1項<未成年者の立入りの制限>、第14条<喫煙の中止等の求め>並びに第15条<表示>に規定する措置の実施について、これらを努力義務とする特例措置を定めるものである。

【解説】

1 特例対象施設(第1項)

(1) 風俗営業施設等

次の表に掲げる風俗営業及び特定遊興飲食店営業を営む施設については、次の理由から、特例措置を講ずることとしたものである。

- ① これらの施設において営業するためには、風営法上の構造及び設備の技術上の基準を満たす必要があり、これまでの厳しい経済状況も鑑みると、分煙への対応が困難な場合が想定されること。
- ② これらの施設の利用者には喫煙者が多いという実態があり、また、喫煙が許容されている場所という社会的風潮もあることから、現段階で一律の規制を施すよりも、県による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えられたこと。

風俗営業等の区分	説明 主な構造及び設備の技術上の基準(風営法施行規則第8条)
風営法第2条第1項第1号営業	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
第2号営業	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの(いわゆる低照度飲食店)
第3号営業	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの(いわゆる区画席飲食店)

第4号営業	マージャン屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
第11項営業 (特定遊興飲食店営業)	ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興させ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る）で、午前6時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く）

(2) 小規模飲食店

小規模飲食店については、施設の構造やレイアウトの自由度が低いという関係上、分煙の措置を講ずることには難しい面があると考えられるほか、その利用者に喫煙者が多いという実態があり、とりわけ、喫煙者である固定客（実質的な意味における公共性が低いということが出来る。）を中心とした小規模な飲食店にあっては、禁煙とした場合の経済的影響は大きいものと思料されることから、特例措置を講ずることとしたものである。

そして、この特例措置は、こうした分煙工事を施工する際の技術的困難性及び利用実態によって生ずる経済的影響に着目して講ずるものであるから、本来であれば、個々の飲食店の営業内容を反映する基準を設けることが適当であるが、すべての営業内容を網羅した基準を設けることは技術的に不可能であるといわざるを得ない。

そこで、事業所の床面積（店舗総面積）から食品の調理の用に供する施設又は設備（いわゆる調理場）に係る部分を除いた部分の面積を基準にすることとしたものであるが、店舗総面積を基本としたのは、効率的な分煙の可能性は、店舗全体としてのレイアウトの自由度や空調の在り方によって左右され、また、一般に、店舗総面積によって客席数を推計することが行われているように、施設の規模を測る上で最も客観的な指標となり得るからである。

また、そこから調理場部分の面積を除くこととしたのは、飲食店の業態によって必要とされる調理場の面積が異なることから、この点に配慮することで、業態間の不均衡を是正しようとするものである。

また、この特例措置が適用となる床面積の基準を100平方メートルとしたのは、

- ① 同程度の規模以上の店舗においては、現に分煙の措置が講じられている事例を確認することができ、同規模以上の店舗では、効果的に区域を分割できると考えられること。また、専門の施工業者からは、この規模であるならば、分煙工事を施工する上で、技術的な問題点はなく、効率的な分煙が可能であろうとの回答を得ていること。
- ② 本県内に存する飲食店について、店舗面積の分布状況から、店舗面積が100平方メートル以下の飲食店はおよそ7割にあたり、利用実態によって生じ得る深刻な経済的影響に配慮すべき飲食店は、この面積基準の中に包含されると考えられること。

などを、総合的に勘案した結果によるものである。

(3) 小規模ホテル、旅館等

ホテル、旅館等は、飲食店に比して規模が大きく、また、客室内は本条例による規制の対象外となるため、禁煙又は分煙の措置を講ずることが困難というほどではないが、こうした宿泊施設の利用者は、喫煙に関し、滞在期間中、長時間（期間）の受忍を強いられることとなるので、禁煙又は分煙の措置が、利用者の選択（利用の意思決定）に与える影響を勘案し、経済的影響に配慮する観点から、特例措置を講ずることとしたものである。

なお、この特例措置の対象となるホテル、旅館等の規模を、床面積を基準として700平方メートルとしたのは、ホテル、旅館等における経済的影響を考慮して設定したものである。